

出産後のお母さんのからだやこころをケアし、育児をサポートする事業です

令和8年度 東近江市 産後ケア事業

利用対象者

東近江市に住民登録があり、出産後1年経過しない女子（流産や死産を経験した女性を含む）とその赤ちゃん
※入院治療が必要な母子や母子と同居する家族が感染性疾患にかかっているなど、治療が必要な場合は除きます。

種類	利用時間	自己負担金	利用可能日数
短期入所型（ショートステイ型）	1泊2日 （24時間以内）	7,500円 +別途食事代(朝昼夕)	合わせて7日以内
通所型（デイサービス型）	日帰り(原則8時間)	1,500円 +別途食事代(昼)	
居宅訪問型（アウトリーチ型）	原則2時間	1,000円	1回

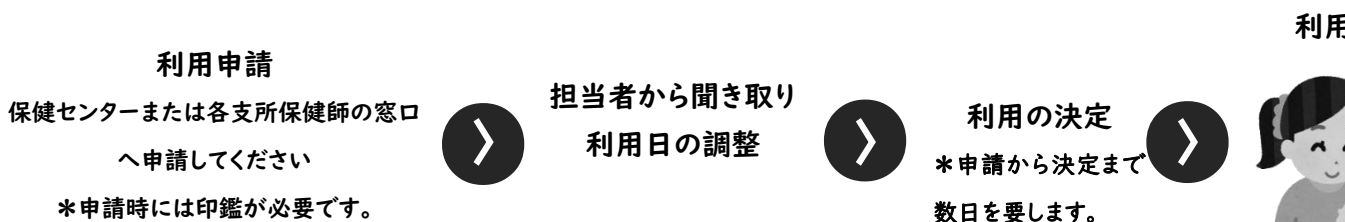
※短期入所型と通所型では別途食事代のお支払いが必要です。
食事代は実施施設により異なりますので、詳細は事業所にお問合せください。

ケアの内容

*駐車場料金はケア内容に含まれません。

- ◆ 産婦の身体的ケア、保健指導および栄養指導
産後の体調管理についてのアドバイス
- ◆ 産後の心理的ケア
メンタル面のサポート・育児の悩み相談
流産、死産をした人へのグリーフケア
- ◆ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
おっぱいのケア、おっぱいマッサージ
授乳のお手伝い
- ◆ 育児の手技についての具体的な指導および相談
衣類やおむつ交換、お風呂の入れ方のアドバイス
- ◆ 生活の相談、支援

利用方法



注意事項

- ・ いずれも事前申請が必要です。
 - ・ 市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料です。利用申請時に免除申請をしてください。
 - ・ 利用者の都合（体調不良など含む）により、日程を変更または中止する場合は、キャンセル料の支払いが必要です。（キャンセル料は利用する施設ごとに規定があります。）直ちに市と事業所に連絡をしてください。
 - ・ 短期入所型・通所型を利用する際は、事業所の規則を守ってください。
 - ・ 持ち物や施設利用についてのご不明点などは利用事業所にお問合せください。
- *本チラシに記載している事業所だけでなく、その他滋賀県産後ケア事業登録施設が利用可能となります。

詳しくはハグナビしがをご覧ください。希望する人は保健センターにお問い合わせください。
そのほか持ち物等の詳細は利用される施設へお問い合わせください。



ハグナビしが

1. 短期入所型及び通所型事業所

利用可能な赤ちゃんの月齢

事業所名	住所	連絡先	短期入所型	通所型
磯部助産院	蒲生郡竜王町山之上 5287	0748-57-0182	4か月未満	4か月未満
うたな助産所	近江八幡市牧町 808	090-6753-5090	4か月未満	4か月未満
お産子の家	東近江市八日市緑町 17-5	0748-25-0600	1歳未満	1歳未満
野村産婦人科	湖南市柑子袋 611	0748-72-6633	4か月未満	1歳未満
東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	0748-22-3030	1歳未満	1歳未満

2. 居宅訪問型助産師・施設一覧

事業所名	住所	連絡先
労働者協同組合 共同助産所 お産子の家	東近江市八日市緑町 17-5	0748-25-0600
うたな助産所	近江八幡市牧町 808	090-6753-5090
あらかわ助産院	近江八幡市安土町常楽寺 775-4	090-7094-2259
磯部助産院	蒲生郡竜王町山之上 5287	0748-57-0182
あずま助産院	甲賀市土山町南土山甲 701	090-7103-2240
助産院 NORIKO	彦根市宇尾町1番 39号	080-6187-1686
うみのご助産院	彦根市稲部町 290-2	090-4275-7936
助産院 月の小屋	近江八幡市池田町1-21	090-2667-5255

お問合せ・利用申請

東近江市健康推進課(保健センター)

住所 東中野町4番5号

電話 0748-23-5050 IP 050-5801-5050 FAX 0748-23-5095

R8年4月1日改正